生活様式の多様化にともない、水の利も急速にふえる。この結果、一人一日当たり最大給水量は、昭和四十二年の二百八十八リットルから昭和五十年に四百リットル、昭和六十年に六百二十五リットルにまで増大しよう。

(2) 工業用水使用量の見通し

工業用水需要量は昭和六十年において二百三十一万五千㎥／日と現在の使用量の約三・五倍に伸びると予想される。

(3) 農業用水需要量の見通し

農業用水は、一日当たり昭和四十二年の約三千二百九十七万立方メートルから昭和五十年に三千九百万立方メートル、昭和六十年には四千百万立方メートルに増加することが予想される。

◇対策の方向と重要施策

将来の増加水需要量に対する供給対策としては、水系別に将来の供給施設開発の可能性を検討して、その基本方向を表1のように定めて施策を講ずる。

第2節 国土保全と防災体制の確立

本県の産業が各部門にわたって大きな成長を遂げ、県民の生活が快適で安全に営まれるためには、七千四百平方キロメートルに及ぶこの郷土が、有効かつ合理的に利用されなければならないが、それとともにこの美しい自然と幾多の開発の可能性をひめた郷土が災害から守られ、県民の生命や財産の安全性が確保されることはきわめて重要なことである。そこで国土の保全や防災体制の一段の充実を目ざして、各部門の事業が次のようにすすめられていく。

まず治山事業については水源かん養、土砂流出、土砂崩壊の防備を目的とする保安林について、これを整備増強して、林野面積の一四%にあたる五万七千ヘクタールを設定完備する。さらに、六千百ヘクタールに及ぶ粗悪保安林の改良をすすめ、治山機能の向上をはかるとともに、荒廃林地約二千九百ヘクタールの治山工事を完遂することにより、山地災害は最小限にくいとめることになる。

治水事業においては、人口の都市集中化の傾向を踏まえて、中小河川の整備をはじめいっそう治水の拡充強化をはかり、上流にはけい流砂防、地すべり防止、その他の河川施設などの治水施設を拡充整備をするとともに、各河川の改修を積極的に推進することにより、河川災害の防止が期せられる。

海岸保全については、海岸堤防の要保全地域の整備がすすめられる。特に、将来工業集積の拡大とあいまって、人口および産業の集中が予想される有明および八代地域の臨海地帯は、港湾の整備拡充と一体となった海岸保全の整備が行なわれるほか、農地、漁業基地、その他の施設の保護保全の観点から、各地域において整備が行なわれ、昭和六十年にはこれら各地域の要保全地域の整備は完了することになろう。

農地防災については将来における農業が、近代化された高い生産性の経営を実現することを大きな課題としているので、農地、農業用施設などの基盤整備は、今日以上に重要になる。またこれらの農業基盤が災害によって大きな被害を生じないよう、防災体制もいっそう強く要求されることとなる。このため、山間地帯における樹園地の侵食防止、平たん地帯におけるたん水防除、河川上流における農地防災のためのダムの建設など一連の農地保全事業が積極的にすすめられる。

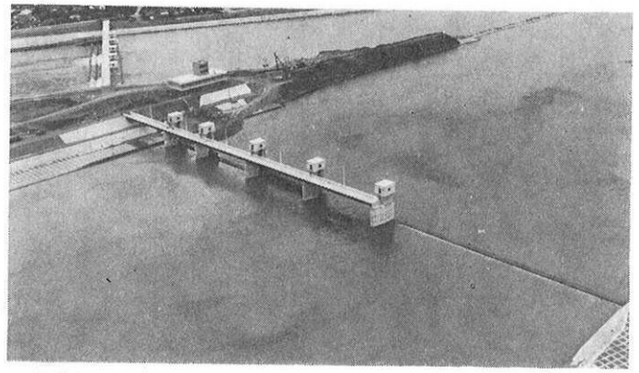

★時代の要請で水利用も高まって

防災体制においては、災害の未然防止と被害を最少限度にとどめることにより県民の生命と財産の安全を確保するという観点から、気象観測技術の向上と通信体系の整備とあいまって気象状の入手の迅速化、連絡体系の整備がはかられる。

特に、防災連絡体系については、気象台―県―市町村を結ぶ通信体系が拡充され、県内における充実した防災情報のネットワークが形成される。

また、市町村内においても、特に過疎地域や災害発生の危険性を有している部落については、市町村役場と結ぶ通信体系が整備されて、通信の途絶による孤立化などの危険性は解消する。（企画部）

＊　＊

県政

なんでも相談室

在宅肢体不自由児のための
母子通園センターとは

質問

昨年の秋、在宅肢体不自由児のための母子通園センターが開設されたときましたが、その内容や通園手続などについてお知らせください。

お答え

家庭にいる肢体不自由児のうち、特に脳性マヒを中心とする乳幼児は、早く機能の訓練、治療などを始めねばなりませんが乳児や幼児は、親から離して施設に入れるわけにゆかず、この大切な時期に在宅を余儀なくされているのが実情です。

そこで母子通園センターは、こうした在宅心身障害児のうち乳児から学令前の子どもたちが通園し、専門医師等の指導のもとに母親も一緒にわが子の治療、教育等について正しい知識を修得し、それを家庭においても母親の手で訓練を行なうことによって、就学までに身のまわりの諸動作を自分でできるように、母親がともに療育を続けてゆこうというのです。母子通園センターの役割はこのためにあり、また、開設の目的でもあるわけです。

◇ 開設機関及び運営

民間社会福祉団体の熊本県肢体不自由児協会の事業として、県婦人会の後援や民間篤志家の寄付によって運営されています。

◇ 指導の内容

1、整形外科（診断と機能訓練、装具の処方など。熊大整形外科が担当）
2、小児科（診断と療育指導。熊大体質医学研究所が担当）
3、教育心理科（心理、知能、言語訓練教育などの相談。熊女子大及び熊大が担当）
3、機能、言語訓練実技指導（松橋療護園が担当）
5、療育相談（心身障害児に関するすべての相談事項。県衛生部が担当）

◇ 設置場所、診断及び訓練日

1、**設置場所**―熊本市水道町旧婦人会館
2、**綜合診断日及び受付時間**―毎月第三月曜日・午前九時半～午前十一時まで受付（初診者は必ずこの日に来所のこと）

3、**機能、言語訓練及び相談日**―毎週月曜日・午前九時半～午后三時まで・（総合診断終了者のみ通園日）
4、通園児の負担は一切無料となっています。

◇ 申込の手続

★郵便はがきに左記事項記載のこと。
住所・保護者氏名・障害児氏名年令病名及び症状

★**申込先**は熊本市水前寺六丁目一八の一熊本県医務課内　熊本県肢体不自由児協会あて　（問合せ・電話六六一一一番内線三五〇番）